

大 和 市 文 化 創 造 拠 点 等
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年3月

大 和 市

1 大和市文化創造拠点等の概要

- (1) 設置目的と指定管理者に期待する役割
- (2) 施設の概要

2 指定管理にあたっての条件

- (1) 指定管理者が行う業務
- (2) 指定期間
- (3) 利用料金制
- (4) 指定管理料
- (5) 管理の基準
- (6) 委託の制限
- (7) 業務の引継ぎ
- (8) モニタリング
- (9) 事業の継続が困難になった場合の措置
- (10) リスク分担等
- (11) 災害時の使用内容

3 申込みの手続き

- (1) 応募資格
- (2) 提出書類
- (3) 応募者説明会
- (4) 質問の受付
- (5) 提出期限

4 選定について

- (1) 選定方法
- (2) 選定基準
- (3) 面接審査
- (4) 選定結果のお知らせ

5 指定管理者の指定について

- (1) 指定管理者の指定の議決
- (2) 指定管理者の指定日
- (3) 協定の締結

6 スケジュール

7 添付書類

8 提出先及び問合せ先

1 大和市文化創造拠点等の概要

(1) 設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市文化創造拠点等は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例に基づき規定される以下の各施設からなります。

ア 大和市文化創造拠点

(ア) やまと芸術文化ホール条例（平成 26 年大和市条例第 12 号）に基づくやまと芸術文化ホール

(イ) 大和市立図書館条例（昭和 31 年大和町条例第 31 号）に基づく大和市立図書館

(ウ) 大和市生涯学習センター条例（昭和 44 年大和市条例第 20 号）に基づく大和市生涯学習センター

(エ) 大和市屋内こども広場条例（平成 26 年大和市条例第 13 号）に基づく大和市屋内こども広場

イ 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設

(ア) 大和市立中央林間図書館

(イ) 大和市立渋谷図書館

ウ 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設

(ア) 大和市つきみ野学習センター

(イ) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

(ウ) 大和市桜丘学習センター

(エ) 大和市渋谷学習センター

これらの施設は、本市の文化芸術の振興を中心とした本市の文化を創造するための拠点及び関連拠点として設置するものです。

指定管理者には、大和市文化創造拠点等それぞれの施設の特性を十分に生かしながら、一体的に管理することによる相乗効果やメリットを最大限引き出すことを意識し、民間事業者としての知識、能力、経験を活用し、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例及び各施設の仕様書に掲げた目的の実現に寄与することを期待します。

(2) 施設の概要

ア 大和市文化創造拠点

(ア) 所在地

大和市大和南一丁目 8 番 1 号

(イ) 開館日

平成 28 年 11 月 3 日

(ウ) 施設規模

・敷地面積 9, 378.19㎡

・延床面積 26, 003.33㎡（指定管理業務対象 22, 904.53㎡）

・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 6 階 地下 1 階建

(エ) 主な構成施設

施設名	専用床面積	備 考
やまと芸術文化ホール	8,559.36 m ²	地下1階から6階まで
駐車場・駐輪場	3,408.43 m ²	地下1階
大和市立図書館	6,790.89 m ²	1階（返却ポスト）及び3階から5階まで
大和市生涯学習センター	3,057.16 m ²	2階（市民交流ラウンジ）、3階（音楽スタジオ）及び6階
大和市屋内こども広場	943.50 m ²	3階
その他市施設（※）	145.19 m ²	1階（放送スタジオ）、2階（市民課連絡所、イベント観光協会）
	22,904.53 m ²	

※ その他市施設は、指定管理業務の対象ではありません。

また、文化創造拠点は再開発ビル「YAMA TO文化森」の中の公共施設部分です。

イ 大和市立中央林間図書館

(ア) 所在地

大和市中心林間四丁目12番1号（中央林間東急スクエア3階）

(イ) 開館日

平成30年4月1日

(ウ) 施設規模

- ・延床面積 834.65 m²（賃貸借部分面積）
- ・建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上3階 地下1階建

ウ 大和市立渋谷図書館

(ア) 所在地

大和市渋谷五丁目22番地（IKOZA 3階）

(イ) 開館日

平成30年4月1日（条例による図書館としての位置付日）

(ウ) 施設規模

- ・延床面積 559.2 m²
- ・建物構造 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上7階建の3階部分

エ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

(ア) 所在地

大和市中心林間一丁目3番1号

(イ) 開館日

平成30年8月1日

(ウ) 施設規模

- ・敷地面積 3,128.53 m²
- ・延床面積 3,944.57 m²
- ・建物構造 鉄骨造 地上3階建

オ 大和市つきみ野学習センター

(ア) 所在地

大和市つきみ野五丁目3番地5

(イ) 開館日

昭和62年4月1日

(ウ) 施設規模

- ・敷地面積 1,001.51㎡
- ・延床面積 2,011.17㎡ (内図書室237.61㎡)
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階 地下1階建

カ 大和市桜丘学習センター

(ア) 所在地

大和市福田一丁目30番地1

(イ) 開館日

昭和59年11月27日

(ウ) 施設規模

- ・敷地面積 1,536.63㎡
- ・延床面積 1,470.34㎡ (内図書室140.28㎡)
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建

キ 大和市渋谷学習センター

(ア) 所在地

大和市渋谷五丁目22番地 (IKOZA 1～3階)

(イ) 開館日

昭和44年8月1日 (平成22年3月1日移転開館)

(ウ) 施設規模

- ・延床面積 2,399.72㎡ ※共用部分を除く
- ・建物構造 鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)、地上7階建の1～3階部分

2 指定管理にあたっての条件 (詳細は別紙仕様書のとおり)

(1) 指定管理者が行う業務

- ア 施設の運営に関すること
- イ 各施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ 事業の実施に関すること
- エ 自主事業の実施に関すること
- オ 広報に関すること
- カ 業務の報告に関すること
- キ 文書管理に関すること
- ク その他の業務分担等

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで (60ヶ月)

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者

が支払う利用料金は指定管理者の収入として収受するものとします。

各施設の利用料金は、各施設の設置条例に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることができます。

なお、各施設の設置条例に規定する利用料金の上限額については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づくものその他の要因により、適宜、見直しを行うことがあります（文化創造拠点3階の屋内こども広場のげんきっこ広場は指定期間当初から上限額改定予定）。

（４）指定管理料

市は管理運営に必要な経費として、下記の通り指定管理料を支払います。

ア 年間指定管理料

指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は下記の金額を上限として提案してください。また、指定管理料は、提出された収支予算書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となります。

〔指定管理料の上限額〕

令和８年度 １，０６４，１０５，０００ 円

令和９年度 １，０７７，５０７，０００ 円

令和１０年度 １，０９６，０２１，０００ 円

令和１１年度 １，１１９，０４４，０００ 円

令和１２年度 １，１３２，９５５，０００ 円

イ 光熱水費の取扱い

大和市文化創造拠点と大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター、渋谷学習センター及び渋谷図書館の４施設については、今回の指定期間においては、光熱水費は市の負担とします。このため、アの年間指定管理料には光熱水費を含んでいません。

大和市立中央林間図書館、大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センターについては、年間指定管理料には光熱水費を含んでいます。

ウ 指定管理料の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

エ 管理口座

指定管理料は、大和市文化創造拠点等に係る専用の口座を用意し管理してください。

オ 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※仕様の変更等により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。また指定期間中の工事等による休館により、協議の上、指定管理料を減額します。額は別途協議とします。

（５）管理の基準

ア 開館時間及び休館日

各施設の開館時間及び休館日は、各施設の仕様書を参照してください。

イ 法令等の遵守

業務の遂行に当っては、地方自治法をはじめ、次の条例及び規則のほか関連する全ての法令等を遵守するものとします。

- (ア) 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例、同条例施行規則
- (イ) やまと芸術文化ホール条例、同条例施行規則
- (ウ) 大和市立図書館条例、同条例施行規則
- (エ) 大和市生涯学習センター条例、同条例施行規則
- (オ) 大和市屋内こども広場条例、同条例施行規則

ウ 人員の配置（詳細は別紙仕様書のとおり。）

指定管理者は、各施設仕様書に基づき、必要な知識・資格を有する人員を配置し、各施設の運営に支障がないよう適切な勤務形態を定めるとともに、自らの経費において必要な研修を実施するものとします。

なお、文化創造拠点については、複合施設であることを考慮し、文化創造拠点全体を統括する責任者（統括責任者）を1名配置（兼務可）するものとし、併せてその統括責任者を文化創造拠点等の構成施設全体の現場をマネジメントする責任者として、選任するものとします。

(6) 委託の制限

業務の一部を第三者に再委託する場合は、事業計画書で明示するものとします。

なお、全業務を一括して第三者に再委託することはできません。

(7) 業務の引継ぎ

指定期間の満了に際して、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を開始できるよう、必要な手順書やデータの提供等を遅滞なく行い、適切に業務の引継ぎを行うものとします。なお、指定期間の満了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。（指定期間満了以前に指定を取り消された場合も同様とします。）

業務の引継ぎのために発生する費用は、原則として、指定管理者と次期指定管理者の各々の負担とします。また、前納された利用料金については、利用日が次期指定管理者の指定期間の場合は次期指定管理者の収入とします。

(8) モニタリング

各施設のサービス維持向上と、安定的で効率的な管理運営が行われるよう、市は指定管理者の施設管理運営について定期モニタリング及び事業評価を実施します。その結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止又は指定の取消しを行うことがあります。

また、市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

ア 定期モニタリング

市は各施設が適正に管理されるよう、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要に応じて指示をすることが出来るものとします。

イ 事業評価

指定管理者が提出する書類や上記の定期モニタリングの結果等に基づき、市は、毎年度事業評価を実施します。

ウ 自己評価（セルフモニタリング）

管理運営が基本的考え方や各施設の設置目的、協定書・仕様書等に沿って行われているか、指定管理者が継続的に自己評価を行うこととします。また、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取り入れる取組も行うこととします。

（９）事業の継続が困難になった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償します。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継ぎを行うものとします。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継ぎを行うものとします。

（１０）リスク分担等

市と指定管理者との間の責任分担（以下「リスク分担」という。）は次のとおりとします。

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
周辺住民・市民等及び施設利用者への対応	市の施策に対する苦情、反対、要望、訴訟への対応	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○

政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増額によるもの		協議
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等		協議
施設・設備の損傷（大和市中心文化創造拠点、大和市中心中央林間図書館及び大和市中心北部文化・スポーツ・子育てセンター）	経年劣化によるもの（1件あたり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件あたり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの		協議
施設・設備の損傷（各地区学習センター及び大和市中心渋谷図書館）	経年劣化によるもの（1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの		協議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合		協議
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合		協議
需要変動	利用者の増減に伴う管理者の収益の増減		○
情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	指定期間の満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○

利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	指定管理者の事由により施設管理上新たに必要な経費		○
事業の変更・遅延・中止	市の都合による事業の変更、遅延、中止	○	
	指定管理者の運営の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

[○：主負担、△：従負担]

(11) 災害時の使用内容（詳細は、別紙仕様書のとおり。）

指定管理者は、災害や事故等の緊急時に対して、市の関係者と協力して対応するものとし、帰宅困難者一時滞在施設、風水害時の指定緊急避難場所及び本庁舎機能の代替施設としての運営支援要請に対し協力するものとします。また、災害発生時の他施設の状況等により、帰宅困難者一時滞在施設又は指定緊急避難場所以外の災害時応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めてください。

3 申込みの手続

(1) 応募資格

ア 応募資格等

応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という）、若しくは共同事業体とし、個人での応募は受けません。共同事業体で応募する場合は共同事業体を代表する団体等を定めてください。

イ 欠格事項

(ア) 単独応募の場合

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできません。

- a 団体等又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者
- b 団体等又はその代表者が破産者で復権を得ない者
- c 団体等又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者
- d 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者
- e 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- f 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法 施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札の参加を制限されている者

- g 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者
 - h 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者
 - i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は団体等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者
 - j 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等である者
 - k 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者
 - l その他市長が指定管理者として適当でないと認める者
- (イ) 共同事業体による応募の場合
- 共同事業体で応募しようとする場合、次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできません。
- a 構成する団体のいずれかが上記（ア）の条件に該当する者
 - b 応募時に「共同事業体協定書」を提出できない者又は選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができない者
- ウ 複数応募の禁止
- 単独で応募した団体等は、共同事業体による応募の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。
- エ 共同事業体による応募の構成員の変更
- 共同事業体による応募の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。
- オ 申込みに関する留意事項
- (ア) 接触の禁止
- 大和市文化創造拠点等運営審議会委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、指定管理者の候補者が選定されるまでの間、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (イ) 申込内容の変更禁止
- 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (ウ) 虚偽の記載をした場合の取扱い
- 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (エ) 提出書類の取扱い
- 提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- (オ) 応募の辞退
- 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

(カ) 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

(キ) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、提出された書類は、本市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を公表、使用できるものとします。

(2) 提出書類 提出部数：正本1部、副本15部

指定管理者指定申込書（様式1）に次の書類を添えて提出してください。

- ア 申込団体の定款又はこれに類するもので最新のもの
- イ 申込団体の収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書等 最新のもの
- ウ 申込団体の財産目録
- エ 施設の管理運営に係る企画提案書（様式3）
- オ 施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料
（プロジェクター等を用いて説明することを前提として作成してください）
- カ 施設の管理運営に係る収支予算書（様式4）及び指定管理料見積書
- キ 共同事業体に関する協定書、委任状、構成員名簿等
- ク 欠格事項に関する申立書（様式5）
- ケ 申込団体の登記簿謄本で6ヶ月以内のもの
- コ 申込団体の役員、理事、評議員等の名簿（様式6）
- サ 申込団体の納税証明書等（徴収猶予を受けている場合を除きます）
 - ・法人税、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除きます）

※上記に加え、エ、オについては副本を7部、また、エ、オ、カ、コについてはデータファイルを格納したCD等を2部提出してください。なお、コは Microsoft Excel 形式のまま格納してください。

※提出書類は、行政文書の公開請求があった場合、大和市情報公開条例に基づき、原則として公開となります。

(3) 応募者説明会

ア 日時

令和7年3月25日（火）10時～12時

イ 場所

大和市文化創造拠点シリウス6階 601講習室

ウ 参加者

1団体につき2名までとします。（事前予約不要）

※共同事業体を構成する団体ごとに2名まで出席いただけます。

※資料は配布いたしませんので、市ホームページに掲載されている募集要項や各種仕様書等の関

連書類を印刷してご持参ください。

(4) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年3月26日(水)～令和7年4月9日(水)

イ 受付方法

質問票(様式7)を市ホームページから提出してください。

電話や口頭等での質問、受付期間外の質問には回答できません。

ウ 回答

受付後、概ね1週間を目安に回答を行います。回答は、市ホームページに掲載します。なお、最終回答予定日は令和7年4月23日(水)とします。

(5) 提出期限

ア 応募期間

令和7年3月19日(水)～令和7年5月19日(月)

イ 受付時間

上記期間の土日祝日を除く、8時30分～17時15分

ウ 受付場所

〒242-0016 大和市大和南1-8-1

文化創造拠点シリウス6階 大和市 図書・学び交流課

4 選定について

大和市文化創造拠点等に係る指定管理等に関する条例第6条に基づき、選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める応募者を指定管理者の候補者として選定します。

審査は、同条例第19条により設置された大和市文化創造拠点等運営審議会(以下、「審議会」という。)が行います。

(1) 選定方法

ア 書類審査

提出された書類について、応募者の参加資格要件等を審査します。

イ 面接審査

応募者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容等を審査します。

ウ 候補者の選定

市長は、審議会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

ア 文化創造拠点等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 文化創造拠点等の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 文化創造拠点等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。

エ 文化創造拠点等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(3) 面接審査(応募者によるプレゼンテーション)

ア 時期

令和7年6月27日（金）

※ 日程等の詳細は応募締切後、通知します。

※ 時期は現時点での予定です。応募者多数の場合等、別の日程となる場合があります。

イ 場所

応募締切後、通知します。

※ 日時は、応募書類の提出が遅い順に割り当てます。

※ プレゼンテーションは公開で行います。ただし、評価に関する審議については、審議会委員の率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、非公開とします。

※ 他の応募者の関係者は傍聴できません。

※ プレゼンテーションは、応募時に提出した「施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料」を使用し、説明は本業務の責任者又は主たる担当者が行ってください。なお、応募時に提出した他の書類（企画提案書等）を補足として使用することを妨げません。

※ プレゼンテーションに必要なプロジェクター等の機材は応募者が用意してください。ただし、スクリーンについては、会場備付けのものを利用できます。

※ 応募者の出席者は原則として10名以内としてください。

（４）選定結果のお知らせ

各応募者宛に令和7年8月上旬までに通知します。

5 指定管理者の指定について

（１）指定管理者の指定の議決

審議会から候補者の報告を受けた市長は、指定管理者の指定に関する議案を市議会に上程します。

（２）指定管理者の指定日

令和8年4月1日（水）

（３）協定の締結

市議会における議決後、市との協議に基づき協定を締結します。なお、協定は以下の項目について定めます。

ア 総則に関する事項

イ 業務の範囲と実施条件に関する事項

ウ 業務実施に係る市の確認事項

エ 指定管理料に関する事項

オ 損害賠償及び不可抗力に関する事項

カ 指定期間の満了に関する事項

キ 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項

ク その他市が必要と認める事項

6 スケジュール

内容	日程（予定）
募集要項の公表、募集開始	令和7年3月19日（水）
応募者説明会	令和7年3月25日（火）10時～12時
質問事項の受付期間	令和7年3月26日（水）～4月9日（水）
質問に対する最終回答予定日	令和7年4月23日（水）
応募書類の提出期限	令和7年5月19日（月）17時15分
面接審査日時のご案内予定	令和7年6月13日（金）
面接審査	令和7年6月27日（金）
選定結果の公表、応募者への通知	令和7年8月上旬
大和市議会における議決	令和7年9月
協定の締結	令和8年4月1日（水）
管理の開始（指定管理者の指定）	令和8年4月1日（水）

7 添付書類

（1）様式1「指定管理者指定申込書」

（大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第1号様式）

（2）様式2「辞退届」

（3）様式3「施設の管理運営に係る企画提案書」

（4）様式4「施設の管理運営に係る収支予算書」

（5）様式5「欠格事項に関する申立書」

（6）様式6「役員、理事、評議員等の名簿」

（7）様式7「質問票」

8 提出先及び問合せ先

大和市文化スポーツ部 図書・学び交流課 図書係

所在地：〒242-0016 大和市大和南1-8-1 文化創造拠点シリウス6階

電 話：046（259）6105

市ホームページ：

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/61/citykanrishaseido/bunkashisetsu_nocitykanri/6311.html

※様式7「質問票」は、上記ページの最下部「このページに関するお問い合わせはこちら」から提出してください。